

音威子府村公共交通応援事業要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の拡大に伴い、経営に大きな影響を生じている公共交通機関事業者を対象に、施設等の感染症拡大対策や収束後の利用促進対策のための補助事業を通じ、本村の公共交通網の維持および利用促進を図る。

(対象事業者)

第2条 村内に乗り入れをしている路線バス事業者を対象とする。

(補助対象要件)

第3条 令和2年4月1日時点において、路線バスが村内に乗り入れをしており、バスターミナル等に営業所窓口を有していること。

- 2 感染症拡大防止対策をすでに講じている、またこれから実施する年度計画があること。
- 3 感染症収束後に向けた、村内地域交通の利用促進に関する実施予定があること。
- 4 村税および施設使用料等の滞納がないこと。

(補助額)

第4条 1事業所あたり60万円とする。

(補助申請)

第5条 この要綱に基づき、補助交付を受けようとする事業者は、別紙申請様式（様式1）に村長が必要と認める書類を添付して、提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請を受理した時にはその内容を審査し、交付の可否を申請者に通知しなければならない。

(補助金の支払い)

第7条 村長は、前条により交付決定をした場合は、申請書に指定のあった銀行口座等に補助金を支払うこととする。

(事業実施報告)

第8条 申請者は、別紙申請様式にある計画事業を開始した場合には、すみやかに実施報告書（様式2）を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。